

令和8年第7回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和8年7月22日（水曜日）午前9時30分

2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室

3. 出席委員	教育長	石塚 康英
	教育委員（教育長職務代理者）	櫻井 由子
	教育委員	猪瀬 哲哉
	教育委員	石隈 利紀
	教育委員	戸部 明彦

4. 欠席委員 なし

5. 委員以外の出席者

教育部長	飯竹 永昌
教育参事	笠井 博貴
教育次長兼保健給食課長	松崎 剛
教育総務課長	澤部 慶
学務課長	石橋 陽一
指導課長	佐々木美紀
子ども青少年課長	大隅 正勝
スポーツ振興課長	安田 徹也
図書館課長	櫻井 裕久
政策推進部文化芸術課長	印藤 智徳
都市整備部次長兼中心市街地整備課長	中村 有幸
指導課副参事（教育総合支援センター担当）	唐口 薫
生涯学習課 課長補佐	宮下 克彦

6. 書 記

教育総務課 課長補佐	鴨川 幸子
教育総務課 総務法規係 主事	小笠原健斗

7. 議 題

議案第47号 令和9年度使用教科用図書（小中学校特別支援学級用）採択について
（非公開）

議案第48号 取手市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する要綱の一部を改正する要綱について

議案第49号 取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

議案第50号 取手市立小学校及び中学校児童生徒特別活動補助金交付要綱の一部改正について

議案第51号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の施行規則の一部改正について

議案第52号 取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例の施行規則の一部
改正について

報告14 令和8年度取手市奨学生の決定について

8. その他

(1) 8月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時35分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和8年第7回取手市教育委員会定例会は成立しました。これより開会し、ただちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか、会議に出席した委員全員の署名により議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは初めに教育長報告をさせていただきます。資料を御覧ください。1つ目、「第51回取手美術作家展（とりび）」が、6月13日から23日までアートギャラリーにて開催されました。市内外で活躍する芸術家34名、49点の作品が展示されまして、1,712人の御来場をいただきました。作家とともに鑑賞するギャラリーツアーには、小・中学校合計543人の子どもたちが参加しまして、熱心に鑑賞を行ったところでございます。

2点目です。7月5日、「第42回取手民謡まつり」が取手市文化連盟邦楽二部加盟4団体の会員の皆様により開催されました。日頃の歌唱力を披露されました。約110人の皆様の参加者を得まして、伝統芸能である民謡の文化継承につながった催しとなりました。

3点目です。取手市と東京藝術大学の連携協議会を7月8日、東京藝大上野校地にて開催し、両者の連携事業の進捗状況や成果、新たな取組について議論が行われました。市教委では、「ハートとアートで子どもたちの未来を拓く」という教育理念について、対話型鑑賞や朝鑑賞、芸術家による不登校児童生徒支援事業を実施していることなど、子どもたちがアートを通して貴重な機会を得ていることを説明させていただいたところでございます。

4点目です。7月11日、藤代公民館にて、東京藝術大学の学生さんによるふれあいコンサートを開催しました。265名の皆様に御来場いただきまして、弦楽の美しい音色でクラシックをお楽しみいただくことができた催しとなりました。

5点目、7月11日、山王小学校のオープンスクール・学校説明会を開催いたしました。山王小の特色ある教育活動に興味をお持ちになり、入学・転学を検討されている35家庭、86人が参加しました。授業のほうではオールイングリッシュの授業であるとか、ICTを活用した授業など、子どもたちが生き生きと学ぶ姿を御覧いただくことができました。また説明会では、子どもたちがアーティストとともに製作した作品が飾られた体育館、写真の右側にぶら下がっているものですが、子どもたちがデザインした篆刻が体育館天井からつり下げられたものを御覧いただきながら、小規模特認

校の特色ある教育活動について説明をさせていただくこととなりました。私からの報告は以上でございます。

それでは、これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせします。この後議題となります、議案第47号については、教科用図書の選定終了まで公開しないことになっている、茨城県第9採択地区の教科用図書選定協議会の議事内容に触れる議案となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思います。

お諮りいたします。議案第47号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により議事を非公開としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議ありませんので、議案第47号の議事は、非公開といたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。本件に係る議事は、ただいま非公開とすることが議決されました。本件の議事が終了するまでの間、傍聴者の皆様は御退席願います。

〔傍聴人が退出し、会議室閉鎖〕

○教育長（石塚康英）

議案第47号、令和9年度使用教科用図書（小中学校特別支援学級用）採択についてを議題といたします。本日追加の資料を2枚配付しておりますので御確認ください。説明を求めます。佐々木指導課長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり決定いたしました。非公開とした件の議事が終了したので、会議の非公開を解除します。

〔会議室開鎖〕

○教育長（石塚康英）

次に、議案第48号及び議案第49号を一括議題といたします。

説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部でございます。

議案第48号、取手市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する要綱の一部を改正する要綱について及び議案第49号、取手市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第48号、要綱の一部改正についてです。提案理由を御覧ください。取手市教育委員会事務点検評価委員につきましては、任期を2年としておりまして、実際の運用としましては、次の議案第49号でも出てまいりますが、8月1日から2年後の7月31日までとなっております。そうしますと、どうしても2年に1回、年度の途中で委員の任期更新となりまして、点検評価委員による点検評価を7月以前に開始することが難しいというところがありました。このことを踏まえまして、今後は、年度単位としての2年間としまして、できるだけ年度の早い段階から点検評価委員の皆様にご覧いただき、点検評価シートをお示ししたりですとか、御意見を伺っていただけるようにできればと考え、要綱の改正を御提案するものでございます。具体的には次のページ、第3条第3項、任期の部分につきまして改正を行うものでございます。

引き続きまして、議案第 49 号、点検評価委員の委嘱についてになります。今回、再任として 3 名の委員をお示しをしております。議案第 48 号が議決されました際には、任期は令和 8 年 8 月 1 日から翌年度の末日、すなわち、令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

点検評価につきましては、昨年度までは、学校教育分野と社会教育分野の分野を 2 つに分けて、各分野での点検評価委員を 2 人ずつと、教育委員の皆様からの御意見をいただいております。その一方で、昨今では、コミュニティ・スクールでの学校と地域社会の交わりですとか、「ほんくる」を通じた図書館と学校図書室との連携といったように、学校教育と社会教育の区分けが難しかったり、あるいは区分けの在り方そのものを見つめ直す必要もあるように感じております。このため今年度は試みとなりますが、学校教育分野、社会教育分野を明確には区分せず、点検評価委員 3 名の方に全項目を通じて見ていただいた上で、教育委員会として今後の方向性も含めたまとめを行っていくという流れで、今のところ考えております。

また日程等の詳細につきましては改めて御連絡をさせていただきますので、その際にはよろしくお願い申し上げます。

補足事項も含めてとなりますが、説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。

本件につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

年度の切替えにすることで御指摘いただいた事項への対応が早くできるということもあるのかと考えています。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御質疑、御意見なしと認めます。これより、議案第 48 号及び議案第 49 号を採決します。

お諮りします。議案第 48 号及び議案第 49 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号及び議案第 49 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 50 号、取手市立小学校及び中学校児童生徒特別活動補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。佐々木指導課長。

○指導課長（佐々木美紀）

指導課佐々木でございます。

議案第 50 号、取手市立小学校及び中学校児童生徒特別活動補助金交付要綱の一部改正について、御説明いたします。

提案理由としては、取手市立小学校及び中学校児童生徒の特別活動として、補助の対象となる事業におきまして、旅費等の支払いに伴い発生する振込手数料を補助対象経費に加えることによりまして、補助金交付を受ける団体等の負担軽減を図るため、本要綱の一部を改正するものでございます。

では、1 ページを御覧ください。改正箇所は 4 点ございます。

まず、第2条第3項第4号でございます。前3号の対象経費の支出に係る振込手数料、振込に現に要した額、これにつきましては補助対象経費として新たに規定するものになります。これによりまして旅費等の支払いに伴って生じる振込手数料も補助対象になります。

次に第2条第4項第1項でございます。現在、市郡大会等に補助対象経費は、2分の1を補助しておりますが、新たに追加する振込手数料につきましては、全額を補助対象とすることを規定するものになります。

続いて、第3条第2項第3号になります。これは、第2条の改正に伴い、条文の引用箇所を整理するものであり、制度の内容に変更はございません。

最後に、第7条になります。実績報告書の添付書類として、支出を証する書類を追加するものでございます。これは振込手数料を補助対象とすることに伴い、その支出額を確認できる書類の提出を求めるための改正となります。

説明は以上になります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。この件について、御質問、御意見ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御質疑、御意見なしと認め、議案第50号を採決します。

お諮りいたします。議案第50号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号及び議案第52号を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。安田スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（安田徹也）

スポーツ振興課の安田です。

議案第51号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について及び議案第52号、取手市立藤代武道場の設置及び管理に関する条例の施行規則の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、現在いばらき公共施設予約システムにより行われている、取手市立体育施設の予約について、令和8年9月からスマホ市役所による運用に移行するに当たり、所要の整備を行うため、本規則の一部を改正するものです。

議案第52号につきましても、関連して、取手市立藤代武道場の団体登録、団体利用の申請その他の手続、及び様式に関し所要の整備を行うために本規則の一部を改正するものです。

資料の1ページになりますけれども、改正前と改正後、下線で記載しております。

主な改正内容は、スマホ市役所への移行に伴い、第3条及び第4条のいばらき公共施設予約システムに関する様式を削除いたします。

あわせて、第4条第3項の団体利用の当日予約を、運営実態に合わせて条文を削除いたします。

また、資料2ページになりますけれども、第6条の個人利用についても、スマホ市役所への移行に合わせて、運営実態に合わせた条文を追加いたします。

その他、資料3ページ以降の様式につきましても、スマホ市役所に対応した文言等

の訂正を行います。

第52号についても、藤代武道場の予約につきまして、いばらき公共施設予約システムからスマホ市役所に移行することに伴って、資料の1ページになりますけれども、改正前と改正後、下線で記載しております。

主な改正内容は、スマホ市役所への移行に伴い、第5条及び第6条のいばらき公共施設予約システムに関する様式の削除、条文の修正をいたします。

その他、資料3ページ以降、様式につきましても、スマホ市役所に対応した文言等の修正を行います。

以上です。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について御質疑、御意見ありましたらお願いいたします。

○教育委員（戸部明彦）

御説明ありがとうございました。

取手市立井野体育館の利用の方法につきましては、これとまた別な方法になるのか確認したいんですがよろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

安田スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（安田徹也）

取手市立井野体育館についても、スマホ市役所での予約受付になります。

○教育委員（戸部明彦）

この前ちょっと話出ましたけれども、新しく取手市立井野体育館ができたので、それ以降の予約なのでスマホ市役所からも予約できるということによろしいんでしょうか。それ以前のものについては全て県の予約システムを使ってましたが、井野体育館がこの前に新しくできましたので、それはスマホ市役所での予約が間に合ったという理解でよろしいんでしょうか。

○教育長（石塚康英）

安田スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（安田徹也）

現在取手市立井野体育館についても、いばらき公共施設予約システムにより、予約を受け付けております。今後、ほかの体育施設、武道場とあわせて、スマホ市役所に令和8年の9月から移行する予定です。

○教育委員（戸部明彦）

10ページの様式第8号なんですけども、取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンター、高須体育館、井野体育館となってくるかと思うんですけども、取手市立井野体育館についてはどこかこのような様式が出てる場所はあるんでしょうか。

○スポーツ振興課長（安田徹也）

今までの取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の中で、今回資料にあげているのは、訂正や追加等のある部分なので、井野体育館の様式については、施行規則の中にございます。

○教育長（石塚康英）

澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

戸部委員の御質疑に対して補足の御説明を申し上げます。様式第8号の取手市立体

育施設附属設備利用申込書の中に、グリーンスポーツセンターと藤代スポーツセンターのみであるということの御質疑だったかと思います。

こちらに関しましては、附属設備ということで、冷暖房、夜間照明で使う場合の利用の申込みになります。こちらにつきましては取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の中で、例えば、グリーンスポーツセンターの体育室の冷暖房であったり、藤代スポーツセンターの野球場の夜間照明であったりということで定めがあるんですけども、逆に申し上げますと高須体育館とか、井野体育館につきましては、そのような附属設備がございませんので、様式の中にも入っていないということになります。以上でございます。

○教育委員（戸部明彦）

施設そのものと附属設備のものがあるということですね。

分かりました。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますでしょうか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。この利用申請書などに、取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンターと名前あるんですけど、J S P I 取手グリーンスポーツセンター、F U Y O U アリーナ藤代になっている、その場合のこういう各文言を入れたりとか、そういうわけではないのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

こちらは実は市全体のほかの施設、例えばウェルネスプラザなどもネーミングライツがある状況ですけども、例規集上に関しましては、ネーミングライツというのが不変的なものではなくて、その時々でネーミングライツ事業者さんがお変わりになるということもありますので、例規集に掲載するもの、あるいは様式として一般にお示しするものに関しましては、ネーミングライツの名称は冠しないということで統一をしております。

以上でございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御質疑、御意見なしと認め、議案第51号及び議案第52号を採決します。

お諮りいたします。議案第51号及び議案第52号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号及び議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告14、令和8年度取手市奨学生の決定についてを議題といたします。

本件について、報告を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部です。

報告14、令和8年度取手市奨学生の決定につきまして、御報告を申し上げます。

令和8年度の取手市奨学生につきましては、私立大学の大学生お1人からお申込みをいただきました。

6月30日に取手市奨学生審査会を開催し審査の結果、奨学生として選定することが妥当であると決定されたことを踏まえまして、奨学生として選定を行ったものでございます。

近年の申請、採択状況と貸付状況につきましては、2ページ記載のとおりとなります。

報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告は終わりました。本件に対して質疑、御意見はありませんか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

これは返済義務があるものですよ。

○教育長（石塚康英）

澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

御指摘のとおり貸与型ですので、返済の義務が伴うものでございます。

○教育委員（石隈利紀）

ここからは意見ですけど、ゆくゆくは返済義務のないもの、取手市ならではのものがあつたらいいなと思っていて、今回は家計が苦しいという方への対象なんですけど、それはそれとして充実させながら、極めて優秀であるとか、アート作品を高校生でつくっているとか、そういう人へ毎年じゃなくても、入学のときに助かるような一時金でもいいんですけど、そういう特別奨学金などがあるといいなと思ひまして、そのときに、先ほどネーミングライツじゃないですけど、こういうのを取手市でつくるので、その肩代わりあるいは半分持ってくれる企業を探すとかですね、日本はまだまだ社会全般ですけど寄附文化がなじんでなくて、例えば取手市出身で有名な方とかがどんどん、何とか奨学金とか出すというところまでなっていないんですよ。

将来的にはそういうふうに、取手市出身で成功されてる方は、リストするっていうのは変ですけど、そういうネーミングライツの、取手市奨学生とか、何かつくってあるといいなと思ひまして、機会があつてアメリカの大学で長年勉強したり、教えたりしていたんですけど、たくさんあるんですね。卒業してある程度成功すると、そこに自分の名前から奨学金を大学に寄附するというか、何か普通になつていて、多分税金の控除がしっかりあると思うんです。そういうのがあるといいなと思って、意見です。

○教育長（石塚康英）

澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

御意見ありがとうございます。

なかなか給付型ということになりますと原資の問題も伴ってまいりますので、考えなければいけないことが多いかと思ひます。

ただその一方で民間さんのほうでの給付、貸与、あるいは有利な形での貸与の奨学

金なども幅広くあるということで、学校の先生とも御意見をお伺いする中で、そういう話があると伺っております。

また小中学校対象の、そういったような奨学金の御案内というのも民間でまれにございまして、そのようなものにつきましては市立小中学校については御案内をさせていただいてるところでもございます。

今後とも取組を進めてまいりたいと考えております。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

説明ありがとうございました。

奨学金なんですけれど、石隈委員からもありましたように給付型、澤部課長から民間のものもあるということですけど、ちょっと経験から民間のものとあわせて、実際に必要な額、今、諸物価が上がっております、学費等も上がってきておりまして、民間のものと合わせても、ちょっと足りない、もうちょっと欲しいってというような状況が見られます。

そのときに、取手市の奨学金を検討したところ、「ほかに返済が必要な貸付型の奨学金を受けていない」という要件があるんです。取手市の奨学金の考え方すごくいいと思うんですけれど、できればほかの奨学金と併用できればさらによかったのになという経験が最近ありまして、そこの見直し、ただ、貸付けがあったということは結局借りた側の返済額が増えてしまうという、そこまで考えると、安易に併用してもいいですよっていう方向にはいかないかと思うんですけれど、民間、あるいは学生支援機構等含めて、奨学金の在り方を、もし機会がありましたら、見直し、あるいは検討していただければと思います。

○教育長（石塚康英）

澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

御意見ありがとうございます。

私どものほうでも実はその辺りジレンマとして感じているところがございます。実際に今現在の大学生の方々がひと月で必要とするお金に対して、奨学金というのがどこまでフォローすべきなのか、例えば取手市の奨学金の貸付金額を物価上昇にあわせてさらに上げていくと仮定したときに、返済額が増えていくところをどのように考えていくかということも少し悩ましいところです。

あとはおっしゃったとおり、ほかの貸与型奨学金との併用貸与を認めた場合には、2つあるいは3つのところから同時に返済をしていくということになりますので、社会人になった直後を中心になかなか返済にお困りになるような事例というものも、どこまでこちらとして考えていけばいいのかということもあります。そういったようなところを、今後そのほかの制度も見比べながらどうあるべきか、というのは引き続き考えてまいりたいなと思っております。

○教育長（石塚康英）

これにて報告14の質疑、御意見を終結いたします。以上で報告14の議事を終わります。

その他に入ります。8月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（鴨川幸子）

事務局から御連絡いたします。行事予定につきましては、8月の「予定行事報告表」をお配りしておりますので御確認ください。8月の教育委員会定例会は21日金曜日の午前中を予定しております。後ほど文書で御通知を差し上げますので、御確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○教育長（石塚康英）

何か確認したいことがございましたらお願いします。

○教育委員（櫻井由子）

北区の学校の火災を受けて、取手市教育委員会で学校訪問の際に、教育委員、担当課ですごく丁寧に各学校内を見て、火災とかそういうものの予防という視点で見えていただいております。そのことについて、前半の学校訪問が終わった時点で、担当課として、御同行いただいた澤部課長から分かる範囲でいいですので、御報告をお願いいたします。

○教育総務課長（澤部慶）

学校訪問前半ということで合計10校、そのうち私6校のほうに御同行させていただきましたが、北区の痛ましい件、いろいろと教育委員会施設担当としては他人事とは思えない、自分事として捉えなければならない案件だと思っております。

実際に櫻井委員も含めて学校訪問で私も伺ったときに、例えば、コンセントに電気器具がどのように差さっているか、そこに断線のリスクがないか、ストーブとかそういうような夏場には使わないようなものが無造作に置かれていないか、そのようなところにつきましては確認をさせていただきながら、教育長も含めて、場合によっては厳しい御指摘もさせていただいたというような経緯がございます。

また、それにつきましては今後も教育委員訪問だけではなく、いろいろな訪問がありますのでいろいろな機会を捉えてそれは継続的に見ていく必要もあるんだろうと考えております。

また北区のときには避難訓練が生きたというところがある反面で、避難経路というところにつきまして検討がどこまでというところがあったかと思えます。取手市教育委員会としましても、救助袋につきましては設置されてる学校については、点検の期間に入っておりますので、夏休み中に一度救助袋を広げて、実際にその救助袋が適切に稼働できるかどうかを点検するというのが例年行っているものにはなるんですけれども、こちら今年度についてはその点検に合わせてできる限り教職員の方、特に防災を担当するような教職員の方には必ず見ていただくように、改めてお願いをさせていただきました。

それに対しては消防本部にも御協力をいただいて、適切な使い方についてフォローしていただくように、教育委員会と消防で連携して取組を進めているところでございます。一部の学校で既に終了しているという報告を受けておりますが、今後も夏休み後半に向けて、救助袋設置の小中学校では取組を進めてまいるという予定で進めております。

○教育長（石塚康英）

火災が発生したのは6月19日金曜日なんですけれども、その日の夜に記者会見が開かれました。

6月20日土曜日の午前中には、委員会から各校長に記者会見をフルで見えと、

全部で1時間ぐらいあるんですけども、切り取ったニュースではなくてフルで見るようにという指示と、それから校長の目で校内の危険物がないかを確認するようにという指示を出しました。

6月22日月曜日には、全ての学校の校長からそういったものはありませんでしたと報告をいただいたところです。

当初の記者会見の中では、石油が入っているストーブが残っているような報道もあったので、まさか学校の中にそういうものがないかなということで、全部確認をしてもらったところです。

やはり1回目の記者会見全部見てもらって、今、中身が明らかになってくる中で、当初の記者会見があれでよかったのかっていうところ、それも含めて校長たちにはぜひフルで見てほしいということで依頼をしたところでございます。

そのほかございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

迅速な対応をされているということで、安心しました。

北区は、私が東京に勤めている大学とも関連する地域なものですから、その後、子どもや教職員、御家族のメンタルヘルスのサポートということで、教育センターが中心となってやるんですけれども、大学の相談室とかほかのネットワークを使って、自由にそういう方々の相談先を確保するというのも北区のほうでやっていて、私も近いものですから知っていたので皆さんに共有ということで、危機管理、危機対応の中で、やっぱり今回のことも子どもたちも、保護者も、先生方も、かなりいろいろなところで、きつい面があると思うので、それも危機体制のシステムに入れておくといいなと思ひまして申し上げました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

先ほど澤部課長から話ありましたが、避難訓練は各学校実施しているかと思うんですけども、多分年3回実施してるかと思うんですよね。私が現職の頃は地震、不審者、火災ということでやってました。

火災のときには必ず消防署の方と連絡をとりまして、救助袋の確認であるとか、消火器の確認であるとか、そういうものを点検した記憶がございます。現在もそのような形でやってるかと思うんですけども、やはりここで改めて、その避難訓練の状況についても各学校どのようにやってるか、あるいは消防署との連携が必要であれば、そういうものを進めてもらいたいのかと思ってます。

それから、年3回どうしても、今日もそうなんですが異常な暑さで、9月1日に新学期に合わせて避難訓練を行った記憶はあるんですけども、今は猛暑、酷暑の状況なので工夫しながら、時期をずらしながらやっているかと思うんですけども、その辺についてもどんな状況なのか、もし分かれば後で結構ですので、確認いただければありがたいと思います。

以上です。

○教育長（石塚康英）

佐々木課長。

○指導課長（佐々木美紀）

御意見ありがとうございます。

実際に年3回という実施はしているところではありますが、第1回につきましては、学区ごとの引渡し訓練がありまして、経路の確認であったり、引渡し相手の確認であったりということをやっているところでございます。

消防器具に関しましては、消防点検等も通じまして、火災の関連する点検等でありましたり、あとは不審者の避難訓練につきましても、生活安全課と連携をしまして、来ていただいて実際に消防本部との連携を通してやっているところではございます。

7月下旬に、学校訪問がこれから指導課のほうで行われますので、各場所を点検する予定でございます。先ほどのストーブに関しましても、再度チェックをするということをしていきたいと思っているところです。

また改めて、戸部委員がおっしゃったように、避難訓練の状況についても確認をしていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○教育委員（戸部明彦）

夏休みということで、学校も先生方の研修であるとか、教育委員会にすればそういう点検であるとかそういう時期かと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（石塚康英）

澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

戸部委員、御意見ありがとうございます。

先ほどの私の御説明で1個補足させていただければと思いますが、今回北区の件に関しては出火元が音楽準備室ということで、一般的にはなかなか火元としては考えづらいところからの出火ということで報道がされております。

そういった件も踏まえまして、この現下の状況ですと例えばモバイルバッテリーですとか、トラッキング火災とか、火元になる要因というのは様々あるというのが報道もされているところですので、そういったような事例も紹介しながら、避難経路については、火元として想定されるか否かを問うことなく、再度夏季休業中に御確認いただきたいということで教育長名で全校に通知を出させていただいているところでございます。

補足をさせていただきます。

○教育長（石塚康英）

火元が今までだったら給食室と理科室と家庭科室と限られたものを、どこで発生するか分からないっていうそういう視点で、しっかり考えてくれという通知を出したとともに、何よりも子どもたちが他人事ではなくて自分事として最後自分の命を守るんだっていう、これまさに取手が進めている「主体的に考えて、表現できる子」ということにも共通してくるんですけれども、そういうシミュレーションを1回1回、音楽室で発生したときってやっていたら避難訓練だらけになってしまうので、そうではなくて、そういうシミュレーションを頭の中でできるような教育をしてくれということも、校長会を通して依頼をしているところでございます。

そのほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは以上で今定例会に付議された事件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和８年第７回教育委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前 10 時 22 分閉会